

編集人：ぶくぶくの会 〒564-0025 吹田市南高浜町1-17-2A (総務)
TEL 06-6317-5598、FAX 06-6317-0936 Mail: so-mu@puku-2.com URL: www.puku-2.com
代表：馬垣安芳 編集長：上田かおり 1部200円
年間購読料：個人会員2000円 広報会員(3部)5000円
法人会員1口(5部)10000円 賛助会員(1部)10000円
振替口座00940-0-161341
「まねき猫通信」



もくじ

とくしゆう あかしし けっかくじょうこう れいがいじょうれい
特集：明石市・欠格条項例外条例2
ふんまん たいしよく とどろきひろし
リレーエッセイ：憤懣やるかたなしの退職 -轟広志- 4
しんれんさい ふうらいぼう につき よりたか つねのぶ
新連載-ヨリの風来坊日記-頼尊恒信-7
りょうしゃ ぎやくたい こうひょう
利用者虐待の公表とおわび-7

題字：
塩澤 文男
(しおざわ・ふみお)



ラブリーねこ

え 絵：うーちゃん (奏海の杜)
かなみ もり

トリの眼・ムシの目・ニャンコの目

「武士に二言はない」とは、一度口に
した言葉を取り消したり、また、約束を
破るようなことはしないということ。こ
のエトスは「日本男児」に継承されて、
勇壮果敢な皇軍兵士のパトスを滾らせた
▲したがって、武士(日本男児)の
モットーは「不言実行」である。言葉に
せずとも黙ってやることをやる！

これこそ武士の最高実践原則だ
▲「有言実行」とは、口に出した
ことは必ず実行するの意。元々は
「不言実行」の「不言」を「有言」
に置き換えた新四字熟語だ。やろう
としていることを口に出さないの
は、失敗した際の安全策であり、今
では「不言実行」より「有言実行」
の方が立派だとされる。因みに、こ
の国の国会では「有言不実行」が
常識である▲「私や妻が関係してい
たということになれば、これはま
さに、私は間違いなく、総理大臣
も国会議員も辞めるということとは、
はつきりと申し上げておきたい」と
安倍晋三は国会で答弁した。関係ど
ころかズブズブの関与が白日に晒

されたのだから、言葉通りにすべきだ。
何よりも、辞任しないのは「常二国憲ヲ
重シ国法ニ遵ヒ(法令を守り国の秩序に
遵いませう)」という教育勅語の精神
に悖るではないか。安倍、稲田、菅、
松井…みな腹を切れ！これがせめてもの
「武士の情け」ぢや。
(ハギ)

明石市

ちほうこうむいんほう けっかくじょうこう ふび おぎな じょうれい せいいてい 地方公務員法「欠格条項」の不備を補う条例を制定

しょう しょう しゃ はたら けんり ひろ 障がい者の働く権利を広げるための じちたい しえん せいど 自治体による支援と制度づくり



明石市は、泉市長の強いリーダーシップのもと、障がい者差別解消、合理的配慮の提供に向けた独自の条例を定

「欠格条項例外条例」
「障害者雇用と」
「障害者配慮条例」(2016年3月)などです。特に障害者配慮条例では、①合理的配慮の提供支援に関する施策、②障がい者理解促進に関する施策、③障がい理由とする差別の禁止、④障がい理由とする差別解消のための施策(相談、助言、解決斡旋)など具体的な施策を定めており、内容的にも優れたものです。

明石市では、2016年4月、地方公務員法の欠格条項の問題点を補う条例を制定しました。「欠格条項」に該当する被後見人・被保佐人を市の職員として採用できるようにする条例で、全職種で職員採用試験を受けられるようにしたのは全国の自治体で初めてです。地方公務員法第16条(欠格条項)は、「成年被後見人または被保佐人」となったものは、採用試験受験を受けることができない」と定めています。明石市は、この欠格条項の例外として定められた「条例で定める場合を除く」にしたがい、「条例で定めた」のです。この条例制定により、明石市は、成年後見制度を利用する人も職員として採用することができ、また、既に職員として採用されていた人が成年

めてきました。それは、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」(2015年3月)、「障害者配慮条例」(2016年3月)などです。特に障害者配慮条例では、①合理的配慮の提供支援に関する施策、②障がい者理解促進に関する施策、③障がい理由とする差別の禁止、④障がい理由とする差別解消のための施策(相談、助言、解決斡旋)など具体的な施策を定めており、内容的にも優れたものです。

後見制度を利用する場合も失職することなく働き続けることができるようになりました。吹田市は、成年後見制度を利用した塩田さんを事実上解雇しましたが、そもそも成年後見制度が本人を「支援する制度」であるという趣旨に反するもので、裁判でも争われています。いっぽう、明石市の条例は、制度の趣旨に沿うものであり、吹田市でも同様の条例制定が望まれています。

2月、明石市の条例に学ぼうと、吹田市議らが明石市を視察しました。3月号に続いて、同条例について語った泉市長と担当課長、青木志帆さんの発言を紹介しながら、その意義や目的について考えます。

2016年3月、以下「欠格条項例外条例」です。同条例制定の経過やその目的について、青木志帆さん(明石市福祉部障がい者・高齢者支援担当課長)は、次のように説明しています。

「昨年3月に成立しましたので、明石市では、知的障がい者、精神障がい者を採用したいと思つた時に、被保佐人であっても問題はありせんし、現在

推進してきました。そうしたなかで指摘された問題が、地方公務員の欠格条項であり、その問題点を補うために制定されたのが、「明石市職員の平等な任用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例」

「欠格条項例外条例」は、合理的配慮を提供していかなければならない、社会的障壁を取り除いていかなければならない、という思いから出てきました。その経緯は次のようなものです。条例を検討している最中である2015年11月に、障がい者を対象とした職員募集をしました。職員を募集する場合、『身体障がい者で自力通勤可能』などの条件が課せられることが多いのですが、身体・知的・精神・発達・難病等、障がいの種別を問わず広く募集して、そ

の中から職員を採用しようという、かなり踏み込んだ職員採用を行おうとしました。ところがこの職員募集内容を条例検討会に報告したところ、検討会メンバーである弁護士さんから、「地方公務員法には成年被後見人や被保佐人になっている方は公務員に任用できないとされているが、どうするの？」と、欠格条項の問題を指摘されたのです。欠格条項がある以上、知的障がい者や精神障がい者のなかには、成年後見制度を利用している人もいます。もしも、採用できない人も出てくるのではないかと問題になりました。しかし、同じ条文に『条例で定める他』と書いてあったので、『じゃあやりましたよ』というところで、差別解消条例と一緒に定めたのが、3力条からなる小さな条例です。

解消の一環としても必要だということ、短期間で集中して成立させました。条例の議論のなかでは、『成年後見人がついている人が、はたして公務員としての職務を遂行できるのか?』という議論はありました。しかし、職務

権利制限は制度の趣旨に反する

(文責・編集部)

全国で同様の制度が 広まってほしい

あかししちょう いずみふさほ
明石市長 泉房穂



▲泉市長

成年後見制度を使うと公務員になれない、公務員であっても後見制度を使ったらクビになるという問題は、条例を定めることによって解決できます。このため明石市では、成年後見を利用したとしても公務員試験を受けられるように条例を提案しました。明石市は、積極的に障がい者の採用に取り組んでいますので、欠格条項がネックにならないように、あらかじめ法的な手当てをしておくという考え方です。

本来、成年後見制度というものは、本人支援の制度ですから、その制度を利用したからといって、不利益になるべきものではないと考えています。国でも大きな動きがあり、選挙権についても法改正がなされ、被後見人の選挙権行使が可能になりました。そうした大きな時代の流れを踏まえながら、明石市としては、障がい者の就労分野についても、積極的に取り組んできました。この動きが全国に広がってほしいなと強く思っています。



今回の条例で、成年後見制度を利用しただけで採用試験を受けられないという問題は解決されましたが、受験が可能となっただけであり、職務能力については、採用試験や面接で厳密に選考しますので、障がい者を特別扱いをするわけではありません。多くの自治体は障がい者採用といっても身体障がい者限定がほとんどですが、明石市は、身体のみならず、知的障がいや精神障がいの方も対象になっています。国では障がい者雇用促進法の改正もあって、例えば、精神障がいをおもちの方についても雇用率に算定する大きな法改正も行われました。こうした時代の大きな変化を踏まえて、身体障がいに限定することなく、知的障がいや精神障がいの方にも門戸を開いた明石市としては、立法的な手当てをしておく必要性に迫られ条例を制定しました。

働き方も多様化しています。さまざまな社会的理解に基づいて、働きやすい環境整備をしていく観点も必要です。障害だからということではなく、いろんな事情があっても、できるだけ適正な方については働き続けていただきたいと思います。

働き方も多様化しています。さまざまな社会的理解に基づいて、働きやすい環境整備をしていく観点も必要です。障害だからということではなく、いろんな事情があっても、できるだけ適正な方については働き続けていただきたいと思います。

能力の問題は、採用試験・面接試験のなかで判断すべき問題であって、後見人がついていないかどうかで判断する問題ではないという結論になりました。私はこれまで、成年後見制度を利用して障がい者を何人も見てきています。そのなかには、毎日4〜5時間働いて給料をもらい、障がい年金と合わせて自立した生活を送っている人もいました。雨の日も寒い日も、まじめに公園の清掃をやっていたのです。また別の方の場合、

パソコンの単純入力作業が好きで、仕事は正確無比でした。この方は知的障がいに加えて軽い自閉傾向があったことも幸いし、障がい特性としての『こだわり』を活かし集中力が落ちなかったのです。そうした方々を頭に思い浮かべた時に、成年後見制度によって支援しようとしていく『財産管理能力』と、職業人として求められる『職業遂行能力』とは全く別次元の能力であることが経験的にも理解でき、市役所で働けないわけではないだ

ろうと確信していました。成年後見制度を利用しようが利用しまいが、その人はその人であることに変わりはありません。地方公務員法の欠格条項は、働く権利を差別的に奪うもので放置することはまちがっていると 생각합니다。すぐに法律の



▲青木課長

この採用試験の一次面接試験では、受験者を「身体・難病」「知的」「精神・発達」のグループに分け、家族会や施設職員等も面接官として参加し、受験者の障がい特性に合わせ、どのような合理的配慮を提供すれば

塩田さんの裁判にも大きな影響

改正ができない場合には、条例の制定も含めて障がいのある人が働く権利を保障すべきだと考えています。

市職員としてともに働くことができるかという観点から入念に面接が行われたそうです。「被後見人になると選挙権と被選挙権を失う」という公職選挙法の規定が、2013年に東京地裁で違憲とされ、法改正で投票でき、また立候補することもできるようになりました。「政治家になれるのに行政職員になれないのはバランスに欠けており、明石市の取り組みは高く評価できる」（新潟大学法学部・上山泰教授）という

評価もあります。地方公務員法の欠格条項についても早急な法改正が望まれます。塩田さんは成年後見制度を利用したことで仕事を失ったわけですが、明石市のように条例制定という手段で、塩田さんの働く権利を守る方法が考えられただけです。明石市の条例制定をきっかけに、他の地方自治体でも同様の条例が制定されることが予想されます。こうした動きは塩田さんの裁判にも、大きな影響を与えるでしょう。